

給食施設における 給食管理の手引き

平成29年3月
山 口 県

目 次

1	給食の目的とめざす方向	2
	・給食の目的	
	・給食のめざす方向	
2	給食施設の定義と分類	4
	・定義	
	・分類	
	・給食施設の種類	
3	給食施設の届出及び報告	7
	・届出の種類	
	・給食施設の報告	
4	管理栄養士・栄養士の配置について	8
	・管理栄養士・栄養士の配置の意義	
	・管理栄養士・栄養士の配置について	
	管理栄養士を配置しなければならない施設	
	栄養士又は管理栄養士を配置するように努めなくてはならない施設	
	・管理栄養士を配置しなければならない施設の指定について	
5	栄養管理の基準	9
	・健康増進法で定められた栄養管理の基準	
	・給食施設の関係法令の一例	
6	健康増進法に係る義務違反について	12
	・給食施設の届出義務に違反した場合	
	・栄養管理基準に違反した場合	
	・管理栄養士の配置義務に違反した場合	
7	栄養指導員による給食施設指導・支援	13
	・実地調査、指導・支援	
	・集団指導・支援	
	・個別指導・支援	
8	衛生管理について	14
9	危機管理 食中毒発生時の対策や災害等への備えについて	15

1 給食の目的とめざす方向

「給食」とは、病院、福祉施設、学校、事業所などにおいて、それぞれの施設を利用する特定の人に対して継続的に提供する食事をいいます。

利用者は、毎日の食事を同じところで継続して摂るため、そこで提供される食事の内容やその環境は、利用者の健康の維持・増進や栄養状態に大きく影響します。そのため、給食施設は一般の飲食店営業とは区別して扱われています。

【給食の目的】

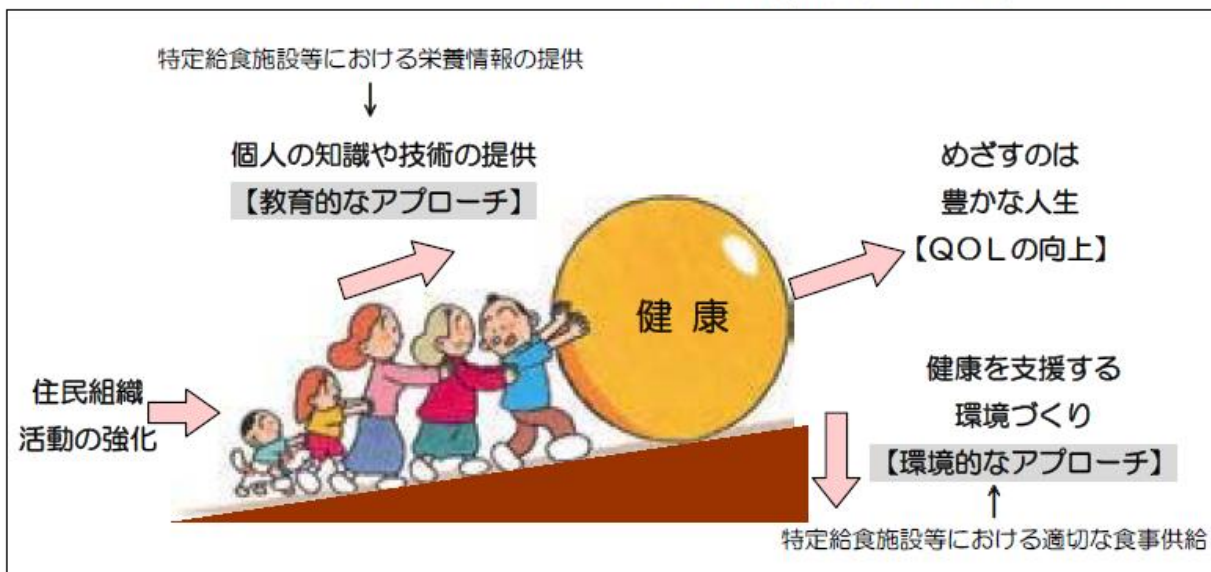
給食は、利用者の栄養状態の改善及び健康の維持・増進及び生活の質の向上を目的として実施します。また、給食を通じて利用者を支援していく役割も求められています。

利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施していくにあたっては、近年の健康課題から生活習慣病の発症予防や重症化予防の観点をもって、栄養管理を実施していく必要があります。

【給食のめざす方向】

平成15年5月に施行された健康増進法(平成14年法律第103号)において、特定多数の人に対して継続的に食事を提供する給食施設は、食事数によって「特定給食施設」と定められています。特定給食施設は、国民の健康増進に向けての基盤整備の一環として、その役割が位置づけられています。

また、健康日本21(第2次)では、「健康寿命(日常生活に支障のない期間)の延伸」に向け、「利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加」を進めることで、栄養・食生活改善を支える社会環境の質の向上を図ることを目標に挙げています。



< 特定給食施設等栄養管理の手引き(浜松市保健所) 引用 >

施設の種類や規模によって遵守しなければならない法や規則等は異なります。

しかし、給食施設の種類や規模に関わらず、共通の目的として「利用者の健康の維持・増進及び生活の質の向上」が挙げられます。

そのため、単なる食事の提供だけではなく、①利用者の栄養管理、②利用者の嗜好等を考慮した食事の提供、③利用者に対する栄養に関する情報の提供、④書類の整備、⑤衛生管理、⑥災害等への備え が求められます。

児童福祉施設、学校、事業所等

児童福祉施設、学校、事業所等では、利用者の状況に配慮した給食を実施するとともに、食事の量や質、その栄養成分の表示や栄養教育を合わせて行うことで、個人の行動変容を支援し、生活習慣病の発症予防をすることが期待されます。



医療施設、介護保険施設

医療施設や介護保険施設では、管理栄養士がより高度な栄養の管理を実践するほか、チーム医療や他職種協同によりケアの質を向上させ、利用者の栄養状態の改善や重症化予防を図ることが求められます。



2 給食施設の定義と分類

【給食施設の定義】

給食施設とは、特定※1かつ多数の者に対して継続的※2に食事を供給する施設をいいます。
食数※3により、下記のとおり分類します。

【給食施設の分類】

特定給食施設(健康増進法第20条第1項に定める施設)

1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設

その他の給食施設

1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設

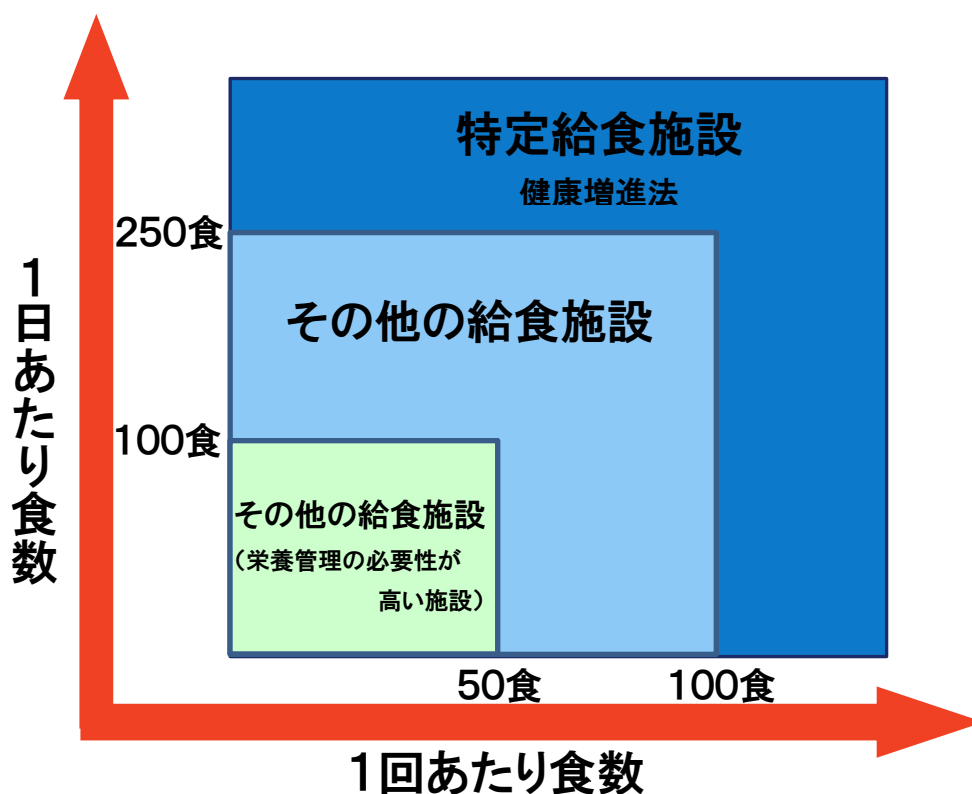
* 但し、1回50食未満又は1日100食未満の食事を供給する施設であっても、栄養管理の必要性が高い施設※4については、指導・支援の対象とする。

※1 必ずしも同一人に限らず、特定される対象者(例:児童生徒、患者、社会福祉施設利用(入所)者、事業所従事者等)をいう。

※2 週3日以上かつ1か月以上継続している。

※3 おやつや間食、検食、保存食は含めない。

※4 給食に関して、保健所の役割が関係法規・通知等にて位置付けられている施設(老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法、障害者自立支援法に規定する施設)を指す。



【給食施設の種類】

区 分	法的根拠	該当施設
病 院	医療法第一条の五第1項に規定する病院	
介護老人保健施設	介護保険法第八条第24項に規定する介護老人保健施設	
老人福祉施設	老人福祉法第五条の三に規定する施設	老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム(ケアハウス) 老人福祉センター 老人介護支援センター
学校	学校教育法第一条に規定する学校	幼稚園 小学校 中学校 高等学校 中等教育学校 特別支援学校 大学 高等専門学校
	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律に規定する幼稚園型認定こども園	
	学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校	
	学校教育法第一百三十四条に規定する各種学校	
	学校給食法第六条に規定する共同調理場	
児童福祉施設	児童福祉法第七条に規定する施設	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 児童厚生施設 児童養護施設 障害児入所施設 (福祉型、医療型) 児童発達支援センター (福祉型、医療型) 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター

区 分	法的根拠	該当施設
児童福祉施設	子ども・子育て支援法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律	幼保連携型認定こども園 保育所型認定こども園 地方裁量型認定こども園
社会福祉施設	生活保護法第三十八条に規定する保護施設	救護施設 更生施設 医療保護施設 授産施設 宿所提供施設
	身体障害者福祉法第五条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉センター 補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設
	売春防止法第三十六条に規定する婦人保護施設	
	障害者自立支援法第五条に規定する障害福祉サービス事業に関するもの	療養介護事業所 生活介護事業所(通所) 共同生活介護事業所 (ケアホーム) 障害者支援施設(入所) 自立訓練事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援事業所 共同生活援助事業所 (グループホーム)
	障害者自立支援法第五条の二十六に規定する地域活動支援センター	
	障害者自立支援法第五条の二十七に規定する福祉ホーム	
事業所	労働基準法別表1に規定する事業所	
寄宿舎	学生又は労働者を寄宿させる施設	
矯正施設	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第三条に規定する刑事施設	
	少年院法第二条に規定する少年院	初等少年院 中等少年院 特別少年院 医療少年院
	少年院法第十六条に規定する少年鑑別所	
自衛隊	自衛隊法第二条に規定する施設	自衛隊
一般給食センター	特定した施設(複数の場合も含む。)に対して継続的に食事を提供する施設	
その他	老人福祉法第二十九条に規定する施設	有料老人ホーム
	「病院」から「一般給食センター」までに属さない施設	警察学校 消防学校 など

3 給食施設の届出及び報告

給食を開始する場合や届出内容に変更があった場合は、次の届出が必要です。

【届出の種類】

内 容	種 類	根 拠 法 令
給食施設の設置 * 給食を開始する場合	特定給食施設設置届 (別記第1号様式)	健康増進法第20条第1項 健康増進法施行細則第2条
給食施設の届出事項の変更 * 届出内容に変更があった場合(施設名称、所在地、設置者名、給食運営方法等)	特定給食施設届出事項変更届 (別記第2号様式)	健康増進法第20条第2項 健康増進法施行細則第3条
給食施設の事業の休止、廃止 * 給食を休止(おおむね1か月以上)する場合 * 給食を廃止する場合 注) 休止の場合は、再開時に給食開始届出書の提出が必要	特定給食施設事業休止・廃止届 (別記第3号様式)	健康増進法第20条第2項 健康増進法施行細則第3条
給食施設の事業の再開 * 休止していた給食を再開する場合	特定給食施設事業再開届 (別記第4号様式)	健康増進法第20条第2項 健康増進法施行細則第4条

届出に関する様式は、ホームページに掲載しております。

URL : <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15200/kenkou/eiyou20141029.html>

【給食施設の報告】(特定給食施設等栄養管理状況報告書)

山口県では、給食施設における給食運営及び栄養管理等の状況を把握するため、年1回報告書の提出を求めています。(山口県特定給食施設等指導実施要領第5条)

報告書様式は、ホームページに掲載しております。

URL : <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15200/kenkou/eiyou20141029.html>

4 管理栄養士・栄養士の配置について

【管理栄養士・栄養士の配置の意義】

給食施設で提供される食事は、利用者の健康の保持・増進を担うものであり、特に、生活習慣病の予防及び重症化予防のため、利用者の状況に応じた食事内容であることが重要です。

利用者が安心しておいしく食べられる食事を提供するには、栄養管理、給食管理の専門職である管理栄養士・栄養士が、利用者の健康・栄養状態の改善を目的として、その特性に合わせた栄養計画、食事計画に基づき食事の品質管理を実施していくことと、提供した内容が利用者にとって適切な内容であったかどうかを他職種と連携しながら評価し、次の栄養計画、食事計画の改善につなげていくことが必要です。このようなPDCAサイクルに沿った栄養管理、給食管理が実施できる体制を確保することが必要です。

【管理栄養士・栄養士の配置について】

健康増進法や関連法令、規則等により、管理栄養士・栄養士の配置について、義務又は努力義務が規定されている給食施設があります。また、管理栄養士の配置義務のある施設で、管理栄養士の配置がない場合は、健康増進法により義務違反として罰則の対象となります。

<管理栄養士を置かなければならない施設>

特別な栄養管理が必要な施設として、知事が指定する施設

(健康増進法第 21 条第 1 項、健康増進法施行規則第 7 条)

ア 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって、継続的に 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上の食事を供給するもの

イ 前号に掲げる特定給食施設以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に 1 回 500 食以上又は 1 日 1500 食以上の食事を供給するもの

上記に該当する施設の設置者は、当該施設に管理栄養士を配置し、管理栄養士による栄養管理を行わなくてはなりません。

<栄養士又は管理栄養士を置くように努めなくてはならない施設>

上記ア以外の特定給食施設 (健康増進法第 21 条第 2 項)

上記ア以外の特定給食施設の設置者は、当該施設に栄養士又は管理栄養士を置くように努めなくてはなりません。

このうち、継続的に 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上の食事を供給する施設の設置者は、栄養士のうち少なくとも 1 人は管理栄養士であるように努めなくてはなりません。(健康増進法施行規則第 8 条)

【管理栄養士を配置しなければならない施設の指定について】

県では上記アに合致する施設であるか必要な調査を行い、該当する場合は、当該施設の設置者に「管理栄養士必置指定通知書」を交付します。

当該施設に管理栄養士が配置されていない場合には、設置者は、配置計画を作成し、計画に基づき管理栄養士を配置しなければなりません。

5 栄養管理の基準

健康増進法では、特定給食施設の設置者の責務において栄養管理を行うことと規定されており、健康増進法第9条にはその基準(栄養管理の基準)が示されています。

さらに厚生労働省通知「特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について」(健が発第0329第3号 平成25年3月29日)に具体的に実施すべき事項が明記されています。

【健康増進法で定められた栄養管理の基準】

厚生労働省(健康増進法施行規則第9条)で定める基準	厚生労働省通知「特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について」(健が発第0329号第3号 平成25年3月29日)で示された内容
1 当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者(以下「利用者」という。)の身体の状態、栄養状態、生活習慣等(以下「身体の状態」という。)を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うように努める。	1 身体状況、栄養状態等の把握、食事の提供、品質管理及び評価について (1) 利用者の性、年齢、身体の状態、食事の摂取状況及び生活状況等を定期的に把握すること。 (2) (1) で把握した情報に基づき供給栄養量の目標を設定し食事の提供に関する計画を作成する。 (3) (2) で作成した計画に基づき、食材量の調達、調理及び提供を行うこと。 (4) (3) で提供した食事の摂取状況を定期的に把握するとともに、身体状況の変化を把握するなどし、これらの総合的な評価を行い、その結果に基づき、食事計画の改善を図ること。
2 食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するように努めること。	2 提供する食事(給食)の献立について (1) 給食の献立は、利用者の身体の状態、日常の食事の摂取量に占める給食の割合、嗜好等に配慮するとともに、料理の組合せや食品の組合せにも配慮して作成するよう努めること。

<p>厚生労働省(健康増進法施行規則第9条)で定める基準</p>	<p>厚生労働省通知「特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について」(健が発第0329号第3号 平成25年3月29日)で示された内容</p>
<p>3 献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。</p>	<p>3 栄養に関する情報の提供について</p> <p>(1)利用者に対して献立表の掲示や熱量、たんぱく質、脂質及び食塩等の主要栄養成分の表示を行うなど、健康や栄養に関する情報の提供を行うこと。</p> <p>(2)給食は、利用者が正しい食習慣を身に付け、より健康的な生活を送るために必要な知識を習得する良い機会であり、各々の施設に応じ利用者等に各種の媒体を活用するなどにより知識の普及に努めること。</p>
<p>4 献立表その他必要な帳簿類等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。</p>	<p>4 書類の整備について</p> <p>(1)献立表など食事計画に関する書類とともに、利用者の身体状況など栄養管理の評価に必要な情報について適正に管理すること。</p> <p>(2)委託契約を交わしている場合は、委託契約の内容が確認できるよう委託契約書等を備えること。</p>
<p>5 衛生の管理については、食品衛生法その他関係法令の定めるところによること。</p>	<p>5 衛生管理について</p> <p>給食の運営は、衛生的かつ安全に行われること。具体的には、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、「大規模食中毒対策等について」(平成9年3月24日衛食第85号生活衛生局長通知)の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」その他関係法令等の定めるところによること。</p>
	<p>6 災害等の備えについて</p> <p>災害等に備え、食糧の備蓄や対応方法の整備など、体制の整備に努めること。</p>

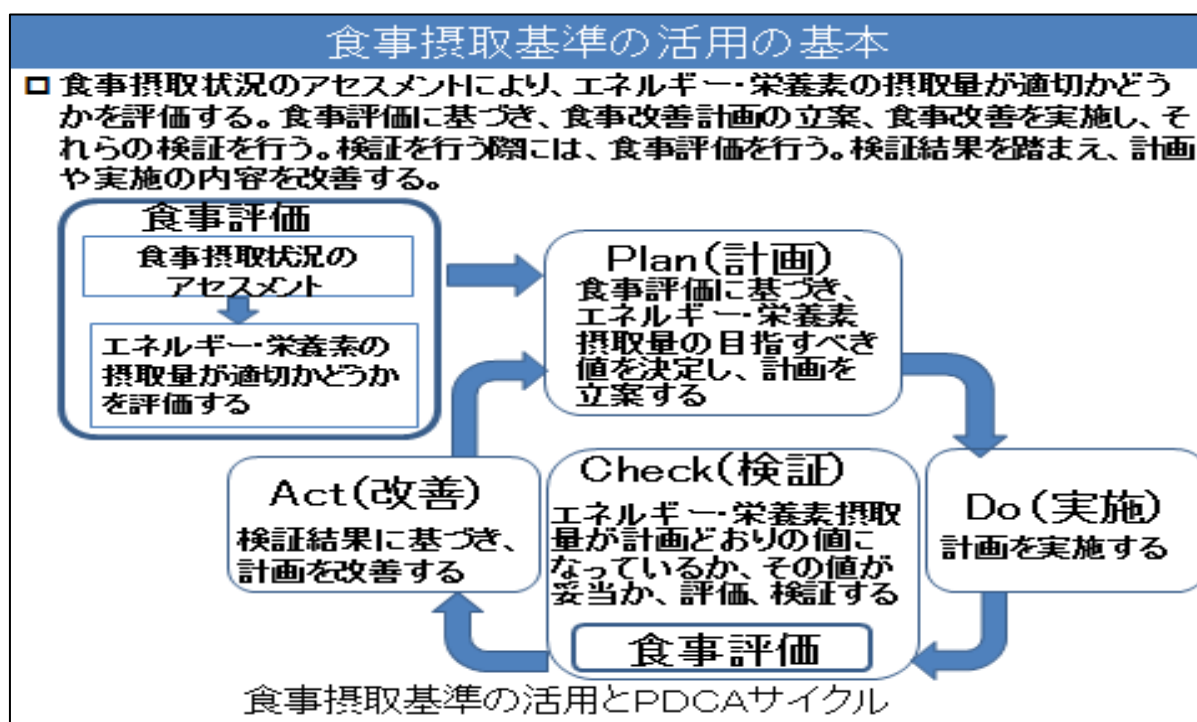
また、施設の種別によっては、他の法令等でも栄養管理に関する規定があります。関係法令等も確認してください。

【給食施設の関係法令の一例】

施設の種別	関係法令等
全 般	食品衛生法、大量調理施設衛生管理マニュアル
病 院	医療法
介護保険施設	介護保険法
特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 等	老人福祉法
学 校	学校給食法
保 育 所	児童福祉施設最低基準
事 業 所	労働安全衛生規則

利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施していくにあたっては、給食施設においても食事摂取基準の考え方にに基づき、生活習慣病の発症予防や重症化予防の観点から栄養管理を実施していくことが求められています。

また、よりよい給食を実施するためには、評価に基づき、利用者、給食従事者、管理者、利用者の健康管理部門等その他関係者それぞれの相互理解、協力を得ながら「改善」を行う必要があります。



＜日本人の食事摂取基準(2015年版)スライド集 引用＞

6 健康増進法に係る義務違反について（健康増進法第23条）

健康増進法では特定給食施設の栄養管理や管理栄養士の配置義務への違反に対し、その施設の設置者へ罰則が適用されることがあります。

【給食施設の届出義務に違反した場合】

給食施設が健康増進法に基づく届け出、報告を怠った場合は、義務違反が生じます。

【栄養管理基準に違反した場合】

知事は、適切な栄養管理を行わない特定給食施設に対して、勧告を行うことができます。

さらに、正当な理由がなく、勧告に係る措置を取らない施設に対して措置命令を行うことができます。命令に違反した場合は、給食施設設置者に対する罰則（50万円以下の罰金）が適用されることがあります。

また、栄養管理の実施を確保するために必要が認められる場合、報告を求めることや、栄養指導員による立入検査を実施することができます。報告や立入検査の拒否・妨害、虚偽の報告・答弁をした場合は、給食施設設置者に対する罰則（30万円以下の罰金）が適用されることがあります。

【管理栄養士の配置義務に違反した場合】

知事は、管理栄養士の配置義務があるにもかかわらず配置しない等の特定給食施設に対して、勧告を行うことができます。

さらに、正当な理由がなく、勧告に係る措置を取らない施設に対して措置命令を行うことができます。命令に違反した場合は、給食施設設置者に対する罰則（50万円以下の罰金）が適用されることがあります。

また、栄養管理の実施を確保するために必要が認められる場合、報告を求めたり、栄養指導員による立入検査を実施することができます。報告や立入検査の拒否・妨害、虚偽の報告・答弁をした場合は、給食施設設置者に対する罰則（30万円以下の罰金）が適用されることがあります。

（参考）給食施設の設置者について

健康増進法における給食施設の栄養管理に関する義務は、当該施設の設置者に義務付けられており、設置者とは、当該施設を設置した最高責任者とします。（例：病院の理事長、事業所の代表取締役社長等）

7 栄養指導員による給食施設指導・支援

栄養指導員は、健康増進法第19条の規定により、知事が医師または管理栄養士の資格を有する保健所の職員を任命します。栄養指導員は、同法18条第1項に基づき、専門的栄養指導を及び給食施設に対する栄養管理指導等を行います。

【実地調査、指導・支援】

栄養指導員が施設に出向き、提出された栄養管理状況報告書の内容や帳票類、給食実施状況を確認します。これは、健康増進法18条第1項第2号、第22条に基づくもので、給食施設において適切な栄養管理の実施が確保されているかを調査し、必要に応じて指導及び支援を行います。

なお、改善が見られない場合は同法第22条、第23条、第24条に基づき指導及び助言、勧告及び命令、立入検査等を行うことがあります。

【集団指導・支援】

給食施設から提出される栄養管理状況報告書の分析結果、実地調査・指導の結果、施設の要望等をもとにテーマを設定し、給食施設の管理者・管理栄養士・栄養士・調理従事者等を対象に研修会を実施することがあります。

【個別指導・支援】

栄養士未配置施設で適切な栄養管理が実施できていない施設に対し、栄養管理の具体的な方法等について、個別支援を行うことがあります。また、管理栄養士・栄養士配置施設においても、必要や希望に応じて個別支援を行います。

その他、給食施設からの問合せは、施設所在地を管轄する保健所（健康福祉センター）が対応します。



8 衛生管理について

食事の提供において、提供する食べ物が衛生的で安全であることは大前提となります。

特定給食施設等における食中毒を予防するために、HACCPの概念に基づき、調理過程における重要管理事項を示した大量調理施設衛生管理マニュアル(以下、「大量調理マニュアル」とする。)が作成されています。

大量調理マニュアルは、同一食材を使用し1回300食以上1日750食以上を提供する調理施設に適用されるものですが、食中毒を予防するため、この要件に該当しない施設においても可能な限りマニュアルに基づく衛生管理に努めることが求められます。

また、食品を取り扱う関係者が健康に留意し、衛生に関する知識を持ち、食品を衛生的に取り扱うことが大切です。

【衛生に関する情報・参考資料】

○食の安心総合情報ホームページ: 山口県生活衛生課

URL: <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15300/syoku/>

○大量調理施設衛生管理マニュアル: 厚生労働省

URL: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/dl/131106_02.pdf

○調理場における衛生管理&調理技術マニュアル: 文部科学省

URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1306690.htm

○学校給食衛生管理基準: 文部科学省

URL: http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1283821.htm



9 危機管理 食中毒発生時の対策や災害への備えについて

食中毒の発生により施設での調理ができない場合や災害が発生し、ライフラインの寸断や施設の崩壊など通常の給食提供が困難な状況になった場合においても、利用者への給食提供は継続して行わなくてはなりません。

特に、災害時においても利用者に対して適切で、安全・安心な給食を提供するためには、平常時から非常時に備え、災害時に想定される状況とそれに伴い継続的な食事提供ができるような体制の整備や備蓄等の準備をしておく必要があります。

【危機管理に関する情報・参考資料】

○危機管理マニュアル作成ガイドライン(給食編): 山口県生活衛生課

URL: <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15300/syoku/guideline.html>

○特定給食施設における非常・災害時対策チェックリスト: 宮城県

URL: <http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/269098.pdf>

○新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン: 新潟県

URL: <http://www.kenko-niigata.com/21/shishin/sonotakeikaku/saiigaijieiyou.html>

○新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン—実践編—: 新潟県

URL: <http://www.kenko-niigata.com/21/shishin/sonotakeikaku/jissennhenn.html>

○平成25年度保育科学研究

保育所における災害時対応マニュアル—給食編—: (公社)日本栄養士会

URL: <http://www.dietitian.or.jp/data/pdf/h25-1.pdf>

お問い合わせ先

施設所在市町	窓 口	住 所	TEL	FAX
岩 国 市 和 木 町	岩 国 健康福祉センター	岩国市三笠町 1丁目1-1	(0827) 29-1523	(0827) 29-1594
柳 井 市 周防大島町 上 関 町 田 布 施 町 平 生 町	柳 井 健康福祉センター	柳井市古開作 中東条658-1	(0820) 22-3631	(0820) 22-7286
下 松 市 光 市 周 南 市	周 南 健康福祉センター	周南市毛利町 2丁目38	(0834) 33-6425	(0834) 33-6510
山 口 市 防 府 市	山 口 健康福祉センター	山口市吉敷下東 3丁目1-1	(083) 934-2531	(083) 934-2527
宇 部 市 美 祢 市 山陽小野田市	宇 部 健康福祉センター	宇部市琴芝町 1丁目1-50	(0836) 31-3202	(0836) 34-4121
長 門 市	長 門 健康福祉センター	長門市東深川 1344-1	(0837) 22-2811	(0837) 22-6363
萩 市 阿 武 町	萩 健康福祉センター	萩市江向531-1	(0838) 25-2669	(0838) 26-0691

※施設所在地が下関市内の場合は、下関市立下関保健所(生活衛生課:083-231-1540)へ
お問い合わせください。

参考資料

- ✚ 健康増進法
 - ✚ 山口県健康増進法施行細則
 - ✚ 山口県特定給食施設等指導要綱
 - ✚ 山口県特定給食施設等指導実施要項
 - ✚ 日本人の食事摂取基準(2010年版)
 - ✚ 日本人の食事摂取基準(2015年版)
 - ✚ 「日本人の食事摂取基準」活用検討会報告書
 - ✚ 給食施設のための栄養管理の手引き 平成25年版(横浜市健康福祉局)
 - ✚ 特定給食施設等栄養管理の手引き(浜松市保健所)
 - ✚ 健康危機管理時の栄養・食生活支援メイキングガイドライン(財団法人日本公衆衛生協会)
-

給食施設における給食管理の手引き

平成29年3月

山口県健康福祉部健康増進課

〒753-8501 山口市滝町1-1

TEL:083-933-2950 FAX:083-933-2969